

シャルムアベニュー藤沢台第7建築協定

概 要

- ① 階数は、地階を除き2以下とする。
- ② 建築物は、分譲者からの分譲時の1区画に一戸建の専用住宅とする。
- ③ 建築面積の敷地面積に対する割合は、10分の5以下とする。
- ④ 延べ面積の敷地面積に対する割合は、10分の10以下とする。
- ⑤ 建築物の外壁またはこれに代わる柱の面は、道路境界線より1.0m以上後退させるものとする。ただし、物置等の付属建築物で、軒の高さ2.3m以下で、かつ、その床面積の合計が5㎡以下のものは、この限りでない。
- ⑥ 建築物の色彩及び意匠、並びに付属建築物等は良好な住宅地に調和するものでなければならない。
- ⑦ 道路に面する垣、柵の構造は生垣またはパイプフェンス等とし、見通しの妨げとなるコンクリートブロック塀等にしてはならない。
- ⑧ 敷地内は、できるだけ緑化を図り、維持管理に努めるものとする。